

令和2年度八幡平市看護師養成修学生募集要項 (随時募集用)

八幡平市では、将来、市内医療施設において、看護師として就業しようとする方を対象に、看護師養成修学資金を貸し付けします。

令和2年度八幡平市看護師養成修学生を次のとおり募集します。

1 応募資格

看護学校等に在学する方で、八幡平市内の医療施設において、看護師として就業しようとする意思のある方。ただし、八幡平市内で看護師として就業するときに、制約を受ける同種の資金を利用していない方に限ります。

なお、八幡平市内に住所がない方でも応募できます。

2 募集人数

1人

3 貸付金額

月額8万円を限度とし、1万円単位で希望額を貸し付けます。

4 貸付方法等

貸付けを開始した月から看護学校等を卒業する月までの間における正規の修学年限を超えない期間において、毎月貸し付けます。

5 申請方法

「八幡平市看護師養成修学資金貸付申請書(様式第1号)」に次の(1)から(5)の書類を添えて八幡平市健康福祉課に持参するか、書留郵便により提出してください。

なお、申請書は、上記窓口で配布するものを使用するか、市ホームページからダウンロードし、使用してください。提出の際は、封筒に「八幡平市看護師養成修学資金貸付申請書在中」と明記してください。

(1) 保証人連署の誓約書(様式第2号)

※ 印鑑登録証明書を添付してください。

(2) 戸籍個人事項証明又は戸籍抄本(提出期日の前3か月以内に交付されたものに限る。)

(3) 履歴書(写真を貼ったもの)

(4) 健康診断書(提出期日の前1か月以内に受けた診断に係るものに限る。)

(5) 在学証明書及び現学年の直前学年の学業成績証明書

※ 発行先の都合により遅れる場合は、事前に発行時期を申し出てください。

6 保証人

申請には、連帯保証人2人を必要とし、うち1人は、八幡平市内に居住する人としてします。

- (1) 申請者が未成年の場合、保証人のうち1人は、父、母、親権者又は後見人のいずれかとし、申請者が成年の場合は、この限りではありません。
- (2) (1) 以外の保証人については、独立して生計を営む成年とし、

7 申請期間等

随時（平日8時30分から17時まで）

※ 募集人数に達した時点で、申請の受け付けを終了します。

8 償還免除

看護学校等を卒業後1年以内に看護師免許を取得し、八幡平市内に居住のうえ、市内医療施設で看護師として5年間継続して業務に従事した場合、修学資金の全額を免除します。

9 面接日等

(1) 面接日時、面接場所

書類審査のうえ、詳細は追ってお知らせします。

(2) 面接方法

申請者ごとに個別面接を行います。面接は原則として、申請者本人と父母のうちいずれか1人の計2人とし、父母がいない場合は親権者又は後見人。ただし、独自に生計を営む成年については、父母の同席を不要とし、

10 採否決定の告知

採否の決定については、面接後に申請者本人に対して文書により通知します。なお、公表はしません。また、採否の問い合わせには応じません。

11 その他

八幡平市看護師養成修学資金貸付事業については、八幡平市看護師養成修学資金貸付条例及び八幡平市看護師養成修学資金貸付条例施行規則に基づきます。

12 申請及び問い合わせ先

〒028-7397

岩手県八幡平市野駄^{はちまんたいしのだ}第21地割170番地

八幡平市健康福祉課健康推進係

電話：0195-74-2111（内線1089）

FAX：0195-74-2102